

■ 4条1項11号

不服 2023-020137

＜本願商標＞

.c mobile

第9類「電気通信機械器具，携帯電話機，携帯情報端末，スマートフォン，タブレット型コンピュータ，電子応用機械器具及びその部品，クラウドコンピューティング用のコンピュータソフトウェア，ダウンロード可能なクラウドコンピューティング用ソフトウェア，コンピュータソフトウェア用アプリケーション（電気通信回線を通じてダウンロードにより販売されるもの），記録された又はダウンロード可能なコンピュータソフトウェアプラットフォーム，モバイル機器のためのアプリケーションソフトウェア，ダウンロード可能なモバイル機器用のアプリケーションソフトウェア，スマートフォン用コンピュータソフトウェア，スマートフォン用アプリケーションソフトウェア，インターネットを利用して受信し及び保存することができる音楽ファイル，インターネットを利用して受信し及び保存することができる画像ファイル，電子出版物，IC内蔵カード，電子支払代金決済用端末機」

第38類「ソーシャルネットワークのためのオンラインチャットルーム形式による電子掲示板通信，利用者間のメッセージ・コメント及びマルチメディアコンテンツの通信のためのチャットルーム形式による電子掲示板通信，電子掲示板による通信，音声・データ・映像・信号及びメッセージの電子及びデジタル通信，インターネットのチャットライン・チャットルーム及びフォーラムへの接続用回線の提供，モバイル電気通信デバイス間でのメッセージ及び映像の通信，携帯電話用インターネットのプラットフォームへの接続用回線の提供，携帯電話用インターネットのポータルへの接続用回線の提供，インターネット又はデータベースへの電気通信接続の提供，携帯電話機の貸与，スマートフォンの貸与，通信機器の貸与，電気通信装置の貸与，コンピュータ通信機器の貸与」

※補正後の指定商品及び指定役務

＜結論＞

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞



引用商標 1 :

第 38 類「移動体電話による電子メール通信, その他の電気通信 (放送を除く。), 報道をする者に対するニュースの供給, 通信機器用データ通信カード・電話機・ファクシミリその他の通信機器の貸与」

引用商標 2 : 「C m o b i l e」(標準文字)

第 9 類「ヘッドホン, イヤホン, 電気通信機械器具, スマートフォン, スマートフォン用アクセサリ, 携帯情報端末, SIMカード, アプリケーションプログラム, 電子計算機用プログラム, 電子応用機械器具及びその部品」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、・・・、「. c m o b i l e」の文字を横書きしてなるところ、「. c」及び「m o b i l e」の文字間に 1 文字分程度の間隔を設けながらも、それぞれ横一列にまとまりのよく、一体的に表したものと認識できる。また、本願商標は、その構成文字に相応して、「ドットシイモバイル」の称呼が生じると認められるところ、当該称呼は冗長ではなく、よどみなく一連に称呼できるものである。

加えて、本願商標において、語頭に配置された「.」の部分が、単なる記号・符号の一類型として認識されるとまではいい難く、これを捨象する事情を見いだすことができず、他に、本願商標の構成中の「c m o b i l e」の文字部分のみが独立して、自他商品役務の識別標識として認識されるものとみるべき特段の事情は見当たらない。

そうすると、本願商標は、その構成中の「c m o b i l e」の文字部分が分離、抽出して看取されるというよりも、構成全体をもって不可分一体の造語を表してなるものと認識、把握されるとみるのが相当である。

したがって、本願商標の構成中の「c m o b i l e」の文字部分を分離、抽出し、その上で、本願商標と引用商標とが、「c m o b i l e」の文字の文字構成及び「シイモ

バイル」の称呼を同一にする互いに類似する商標であるとして、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「. c m o b i l e」は、語頭に配置された「.」の部分が、単なる記号・符号の一類型として認識されるとまではいい難く、これを捨象する事情を見いだすことができず、他に、本願商標の構成中の「c m o b i l e」の文字部分のみが独立して、自他商品役務の識別標識として認識されるものとみるべき特段の事情は見当たらない。そして、その構成中の「c m o b i l e」の文字部分が分離、抽出して看取されるというよりも、構成全体をもって不可分一体の造語を表してなるものと認識、把握されるとみるのが相当であるから、引用商標「C m o b i l e」等とは非類似であると判断されました。

図形要素や文字の装飾部分がある引用商標1はまだしも、実質的には「ドット(.)」の有無の違いしかないとと言える引用商標2「C m o b i l e」であっても、本願商標「. c m o b i l e」とは非類似であると判断されています。

IT関連の指定商品や指定役務の分野では特に、「ドット(.)」の文字の識別力は弱いイメージがありますが、これを語頭に付加した語については、あくまで一体不可分の造語であると特許庁は考える傾向にあるようです。

実際に、比較的近年の審決例の中には、本事件と同様の理由により、「.NEXT」と「NEXT」が非類似と判断された事件（不服2020-650026）や、「.Tech」と「テック」等が非類似と判断された事件（不服2019-8380）などがあります。

請求人も、審判請求書において商標非類似を主張するにあたり、これらの審決例を根拠として挙げていたようです。この状況下で、特許庁としても逆の結論にはしにくいでしょう。

ただ、特許庁の考え方も理解できるものの、個人的には首肯し難い流れだとは思いますが。

ちなみに、最近の審決の中には、第9類と第42類を指定する「. Security」、
「. Mobility」が、それぞれ商標法第3条第1項第6号に該当するかが争われた事件（不服2023-000923、不服2023-000922）もありますが、いずれも最終的に識別力が認められています。ご参考まで。

（弁理士 永露 祥生）

< 2024年5月20日 >